

環境保全型農業直接支払交付金 茨城県 最終評価報告書

I 茨城県における環境保全型農業推進の方針等

本県では、第3期茨城県有機農業推進計画（令和4年3月策定、令和5年2月一部改正）において、環境への負荷低減と農産物の付加価値向上を図る生産手段のひとつとして有機農業の取組を推進しており、令和9年度に県内の有機 JAS 認証取得面積を 560ha とする目標を設定している。

また、令和5年3月に策定した「茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」では、持続可能性や経済成長と環境保全の両立という社会的要請や現下の肥料原料等の価格高騰に対応し、足腰の強い農林漁業の経営環境づくりを図るため、環境保全型農業の推進を掲げているところである。

さらに、茨城県地球温暖化対策実行計画（令和5年3月改定）においても、温室効果ガス排出削減対策等の取組のひとつに「環境保全型農業の普及・拡大」を掲げている。環境保全型農業直接支払制度を活用し、自然環境の保全につながる農業生産活動の取組を推進することとしており、有機農業をはじめ、化学肥料削減や土壌の炭素貯留に資するカバークロープの作付け、堆肥の施用等の営農活動を支援している。

今後とも、県内全域で環境保全型農業の取組を推進し、持続可能で高付加価値な農業の普及を図っていく。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		令和2 実績	令和3 実績	令和4 実績	令和5 見込み	
実施市町村数		26	25	25	26	
実施件数		43	48	51	54	
交付額計（千円）		36,875	38,449	41,224	48,227	
実施面積計（ha）		427	445	464	601	
取組別 実績	有機農業	実施件数	35	40	41	43
		実施面積（ha）	277	294	300	349
		交付額（千円）	30,955	33,231	35,361	40,583
	堆肥の施用	実施件数	12	12	12	13
		実施面積（ha）	134	102	107	138
		交付額（千円）	4,939	3,694	3,867	4,872
	カバークロープ	実施件数	4	4	6	8
		実施面積（ha）	16	22	30	36
		交付額（千円）	981	1,310	1,781	2,141
	リビングマルチ	実施件数	—	—	—	—
		実施面積（ha）	—	—	—	—
		交付額（千円）	—	—	—	—
草生栽培	実施件数	—	—	—	—	
	実施面積（ha）	—	—	—	—	
	交付額（千円）	—	—	—	—	

不耕起播種	実施件数	—	—	—	—
	実施面積 (ha)	—	—	—	—
	交付額 (千円)	—	—	—	—
長期中干し	実施件数	—	—	—	1
	実施面積 (ha)	—	—	—	8
	交付額 (千円)	—	—	—	61
秋耕	実施件数	—	1	1	2
	実施面積 (ha)	—	27	27	71
	交付額 (千円)	—	214	214	570
地域特認取組	実施件数	—	—	—	—
	実施面積 (ha)	—	—	—	—
	交付額 (千円)	—	—	—	—

2 推進活動の実施件数

推進活動		令和2 実績	令和3 実績	令和4 実績	令和5 見込み
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動		/			
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	10	10	12	12
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	1	5	3	1
	先駆的農業者等による技術指導	5	6	9	9
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	5	6	4	6
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	2	3	6	3
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動		/			
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	11	11	13	21
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	10	14	14	13
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動		/			
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	2	4	4	3
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（	1	5	8	5
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	13	10	13	11
	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合	/	/	/	1
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	2	5	0	1

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
稲わら堆肥 以外の堆肥	水稲	1,000kg以上	4,400円
		500kg以上～1,000kg未満	2,200円
稲わら堆肥 以外の堆肥	農作物1 グループ	1,000kg以上	2,800円
	農作物2 グループ	1,500kg以上	4,400円

(補足) 本県における農作物1及び2グループの詳細について

農作物1グループ	スイカ、エシャレット、ホウレンソウ、ミズナ、ゴボウ、カンショ（サツマイモ）、ナガイモ、レンコン、ミツバ、バレイショ（ジャガイモ）、果樹類
農作物2グループ	区分1以外の品目であり、茨城県の慣行基準が定められている品目

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

- ・地域特認取組なし

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

- ・特例の設定なし

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

- ・地域独自の要件の設定なし

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・リビングマルチ・草生栽培・不耕起播種・長期中干し・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価（令和5年3月）において地球温暖化防止効果が評価されている。本県では有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・秋耕が実施されており、国の中間年評価の算定手法では、令和4年度の温室効果ガス削減効果は876.68tCO₂/年とされる。

なお、令和5年度においては、有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・秋耕すべての取組面積が増加する予定であり、新たに長期中干しの取組も開始されることから、更なる地球温暖化防止効果の発揮が見込まれる。

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業及び地域特認取組である冬期湛水管理、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価において生物多様性保全効果が評価されている。本県では、全国共通取組である有機農業が実施されており、令和2年度以降、毎年取組面積が増加し、令和4年度は300haの実績となった（全取組の65%を占める）。国の中間年評価において、有機農業は生物全般に対する保全効果が示されており、生物多様性保全に資する取組の面積が拡大していると評価できる。

なお、面的にまとまった取組等による生物多様性保全効果を検討するため、令和3年度に本県で生物多様性保全効果の現地調査を実施し、以下の結果が得られている。また、全国の調査結果を踏まえた生物多様性保全効果の検討結果については、国の中間年評価において示されている。

（令和3年度調査結果の概略）

本県では、県北及び県西地域において、水稻の慣行・有機農業の両取組が実施されているほ場及びその周辺における生物多様性について、植生・クモ類・サギ類等の観察数の調査を実施した。その結果、有機農業の取組が行われているほ場において、多様性が認められた。

3 その他の効果

環境保全型農業の展開に付随して、本交付金取組実施者により多様な推進活動が実施された。特に、地域住民との交流会の開催は増加傾向にあり、教育的観点からも注目される。また、令和5年度において「その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動」としていばらきみどり認定が1件計上されており、今後は増加が見込まれるところ。

IV 事業の評価及び今後の方針

事業の評価

県内の取組面積は令和2年度から34ha（7.3%）増加しており、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動が着実に推進されつつある。第2期における取組面積の増加の主な要因としては、有機農業の着実な取組面積拡大が挙げられる。第1期からの要件変更（国際水準の有機農業への引き上げ）で令和元年度から令和2年度にかけて大きく減少したものの、制度の浸透や有機農業自体への注目等により、令和2年度以降は毎年拡大を続けており、令和5年度も増加が見込まれる。

他方、令和5年度に秋耕の取組面積が大きく増加する見込みであり、新規に長期中干しの取組も実施が予定されている。これらの新たな動きについても、面的な拡大に向けて支援を行う必要がある。

今後は、環境保全型農業の面的な拡大と第3期茨城県有機農業推進計画に掲げた目標（令和9年度の県内有機JAS認証取得面積560ha）の達成に向け、①有機農業を志向する農業者への技術普及、②生産技術の安定性向上、③有機農業及び環境保全型農業への理解促進、④それらを実施するための推進体制の整備等が課題となっている。

今後の方針

県内の農業者等に対し、環境保全型農業についての理解促進を図るとともに、本県での取組面積が大きく、今後の更なる拡大が期待される「有機農業」に関する普及指導体制の拡充を図る。

特に、有機 JAS 制度や栽培技術などに知悉した有機農業指導員の育成等により、県内全域での推進体制を整備し、一層の取組面積拡大を推進する。